

神 機 健 発 第 59 号
令和 3 年 1 2 月 1 3 日

事 業 主・事務担当者 様

神奈川県機器健康保険組合
理事長 坂 本 康 祐
(公印省略)

傷病手当金の支給期間の通算化等に係る健康保険法等の一部改正について

師走の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布され、令和4年1月1日より施行となります。

つきましては、改正された主な内容を下記のとおりご案内させていただきますので、被保険者の方々にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

改正の主な内容

1. 任意継続被保険者に関する事項

健康保険の被保険者が、退職した後も選択によって引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度です。保険料は全額被保険者負担（事業主負担なし）で、従前の標準報酬月額または、当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を負担します。

また、任意継続被保険者となった日から2年を経過したときや、保険料を納付期日までに納付しなかったとき、就職して健康保険などの被保険者資格を取得したとき、後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき、被保険者が死亡したときのいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失します。

【今回の改正事項】

ア.資格喪失事由の追加（本人からの申出による資格喪失）

任意継続被保険者の資格喪失の事由は限定されており、被保険者の意思の基づく任意の資格喪失（例えば国保に加入する、家族の被扶養者になる等）は認められていませんでした。しかし、新たに被保険者からの申出による資格喪失事由が可能となります。

資 格 喪 失 事 由

- ①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ②被保険者が亡くなったとき
- ③納付期限内に保険料を納付しなかったとき
- ④就職し健康保険（船員保険・共済組合も含む）の被保険者となったとき
- ⑤後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき
- ⑥資格喪失を希望する旨を所定の申請書を用いて保険者に申し出たとき

New



申出が当組合にて受理された日の属する月の末日が到来するに至った日の翌日から任意継続被保険者の資格を喪失することになります。

(例) ・申出が健康保険組合で受理された日 令和4年1月25日
・資格喪失日 令和4年2月1日

イ.任意継続被保険者の標準報酬月額決定方法の追加

健康保険組合が規約に定めた場合は、当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額より資格喪失時の標準報酬月額が高い任意継続被保険者については、資格喪失時の標準報酬月額を保険料の算定基礎とすることができるようになります。

※ 当組合では、新たな標準報酬月額の決定方法による規約の変更は行わず、従来通りとなります。

2. 傷病手当金の支給期間の通算化（傷病手当金の支給期間が「通算1年6カ月」になります）

傷病手当金とは業務外の事由による病気やケガの療養のために仕事につくことができず、給料等ももらえない場合に支給されるもので、支給期間は、支給が開始された日から最長1年6カ月です。

これは、1年6カ月分支給されるということではなく、1年6カ月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も含めて1年6カ月に算入されます。支給開始後1年6カ月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。

【今回の改正事項】

出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるように、支給期間の通算化を行います（※1 支給を始めた日から通算して1年6カ月支給）。

治療のために入退院を繰り返すなど、長期間にわたり療養のための休暇をとりながら働くケースなどがあることから治療と仕事の両立を保ち、より柔軟な所得保障を行うために改正になりました。



令和2年7月2日以降に支給開始した傷病手当金が対象となります。

詳細については、下記リーフレット「令和4年1月1日から健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます」をご覧ください。

(お問い合わせ先)
神奈川県機器健康保険組合
TEL 045-641-7713

事業主・事務担当者の皆さまへ（従業員の皆さまへもお知らせください）

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

お手続きの詳細については、神奈川県機器健康保険組合までお問い合わせください。TEL045-641-7713